

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年一月三十日奈良県指令建第一一四―一二〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年三月十七日建第一〇四八二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字宮古二二七番五の一部、二二七番六の一部、二二八番一、二二八番五及び二二八番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字八尾五八四番五 メゾン良三〇六
加藤卓也
磯城郡田原本町大字八尾六六二番一 ヴィーナスレーンA二〇一
米澤剛哉

一 許可番号

令和六年六月十三日奈良県指令建第一一四―二号

令和七年三月三日奈良県指令建第一一四―二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年三月十七日建第一〇四八三号
公共施設に関する工事の検査済証 令和七年三月十七日建第六〇〇六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字金屋五九番一、六〇番一、八〇番、八一番、八二番、八三番一、八五番一及び八七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字金屋六〇番一、八二番及び八三番一の各一部

公園 桜井市大字金屋五九番一及び六〇番一の各一部

下水道 桜井市大字金屋六〇番一、八二番及び八三番一の各一部

水路 桜井市大字金屋五九番一、八二番及び八三番一の各一部